

平成28年第3回

大空町議会臨時会会議録

- ・ 招 集 平成28年11月28日
- ・ 開 会 平成28年11月28日
- ・ 閉 会 平成28年11月28日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	上	地	史	隆	7番	齋	藤	宏	司	
2番	田	中	裕	之	8番	松	岡	克	美	
3番	原	本	哲	己	9番	欠員				
4番	沢	出	好	雄	10番	後	藤	幸	太	郎
5番	品	田	好	博	11番	深	川			昇
6番	松	田	信	行	12番	近	藤	哲		雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長

副 町 長 産 業 課 長

総 合 支 所 長 産 業 課 参 事

会 計 管 理 者 建 設 課 長

総 務 課 長 建 設 課 参 事

福 祉 課 長 地 域 振 興 課 長

福 祉 課 参 事 総 務 課 主 査

教 育 長 生 涯 学 習 課 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第3回大空町議会臨時会議事日程

第1号 平成28年11月28日(月) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 議案第86号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第87号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第88号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第89号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第90号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第91号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第92号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第93号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 発議第12号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第14 報告第15号 専決処分の報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町 長 山 下 英 二

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副 町 長	川 口 明 夫	総 合 支 所 長	菊 地 教 男
会 計 管 理 者	丹 治 健	総 務 課 長	藤 田 勉
福 祉 課 長	南 部 猛	福 祉 課 参 事	松 川 一 正
産 業 課 長	佐々木 徳 幸	産 業 課 参 事	中 村 直 樹
建 設 課 長	佐 薙 幸 史	建 設 課 参 事	高 島 清 和
地 域 振 興 課 長	伊 藤 裕 幸	総 務 課 主 査	土 田 康 裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教 育 長 渡 邊 國 夫 生涯学習課長 田 中 信 裕

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事 務 局 長 大 槻 明 弘 主 査 石 川 大 樹

以上のとおり報告する。

平成28年11月28日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄

諸 般 の 報 告

《平成28年9月12日～11月28日》

- 9月12日 第9回総務厚生常任委員会
第9回産業建設文教常任委員会
- 15日 東藻琴神社祭
- 28日 議会広報モニター連絡会議
秋の交通安全運動・秋の輸送繁忙期交通安全運動街頭啓発
- 30日 美幌町議会経済建設常任委員会行政視察来町
- 10月 1日 女満別小学校開校100年記念式典
- 6日 女満別空港消火救難総合訓練
- 14日 第10回産業建設文教常任委員会
- 17日～19日 産業建設文教常任委員会道内行政視察調査（せたな町・石狩市・札幌市）
- 18日～19日 オホーツク圏活性化期成会秋季要望（札幌市）
- 20日 第10回総務厚生常任委員会
北網ブロック町議会議員研修会（美幌町）
- 21日 決算審査特別委員会
- 23日 大鵬杯相撲大会
- 25日 第10回議会広報常任委員会
- 30日 もこと山ふきおろしマラソン大会
- 31日 美幌町議会総務文教厚生常任委員会行政視察来町
第11回議会広報常任委員会
- 11月 3日 平成28年度大空町表彰式
- 4日～5日 東京女満別会・東京東藻琴会（東京都）
- 7日 第12回議会広報常任委員会
大空町の高等学校教育を考える協議会
- 8日～9日 第60回町村議会議長全国大会（東京都）
- 9日 第11回産業建設文教常任委員会
- 9日～13日 議長会府県行政調査（富山県・長野県・岐阜県）
- 12日 女満別小学校学芸会
- 19日 東藻琴幼稚園・保育園お遊戯会
女満別幼稚園はっぴょうかい
議会報告会・町民との意見交流会（東藻琴）
- 20日 議会報告会・町民との意見交流会（女満別）
- 21日 平成28年度自民党移動政調会
- 22日 第8回議会運営委員会
第12回産業建設文教常任委員会
第11回総務厚生・第12回産業建設文教合同常任委員会
第11回総務厚生常任委員会
- 28日 平成28年第3回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会・挨拶

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成28年第3回大空町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、3番
原本哲己議員、及び4番 沢出好雄議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、
これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会審査結果について、報告をいたします。

今臨時会を開くに当たり、11月20日午前9時より、議会運営委員会を開催し、
会期等について協議をいたしました。

この臨時会には、町長から提出されております案件が8件、議会側からの案件が
3件であります。

したがって、本臨時会の会期につきましては、本日1日限りが妥当であると
判断をいたしました。

以上、議会運営委員会の審査結果報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は、終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、
本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、11名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。なお、職務の都合により一部異動がある場合がありますことを御
了承願います。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおり
であります。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第86号

◇議 長 日程第4 議案第86号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改
正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の1ページをお開き願います。
「議案第86号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて
このことについて、別紙のとおり提出する。
平成28年11月28日提出 大空町長 山下英二」
議案書の3ページは、改正条例となっております。
改正の内容につきましては、臨時会参考資料にて説明しますので、参考資料の1
ページをお開き願います。
議案第86号関係、大空町特別職の給与に関する条例の改正概要です。
平成28年8月に民間給与と公務員との比較により生じている格差を是正するた
め、人事院勧告が行われ、それを受けまして、町長、副町長の期末手当を同様に引
き上げを行うものであります。
人事院勧告では、平成28年度から年間の支給月数を0.1カ月引き上げて4.

3カ月とするもので、関係する条例の条項につきましては、第4条第2項に規定する期末手当の支給割合を改正するものであります。

28年度は、6月期の2.025月を支給していることから、12月期の支給割合を2.175月から2.275月とし、年間支給月数を4.2月から4.3月とするもので、条例の公布の日から施行となります。

また、29年度からは、通常の支給割合とするため、6月期を2.075月、12月期を2.225月とし、合計4.3月とするもので、29年4月1日からの施行となります。

2ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、御参照願いたきたいと思っております。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第87号

◇議 長 日程第5 議案第87号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇**総務課長** 議案書の5ページをお開き願います。

「議案第87号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて別紙のとおり提出する。

平成28年11月28日提出 大空町長 山下英二」

議案書の7ページは、改正条例となっております。

改正の内容につきましては、臨時会参考資料にて説明しますので、参考資料の3ページをお開き願います。

議案第87号関係、大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の改正概要です。

議案第86号と同様に人事院勧告を受けまして、教育長の期末手当を引き上げるものであります。

第3条につきましては、28年度以降の期末手当の支給割合を規定しておりましたが、28年度のみを支給割合とし、6月期は既に支給していることから、12月期を2.175月から2.275月とし、年間支給月数を4.2月から4.3月とするものです。

第4条を新設し、29年度以降は通常を支給割合とするため、6月期を2.075月、12月期を2.225月とし、合計4.3月とするものです。

条例の施行日は、公布の日から施行するものであります。

4ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇**議 長** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第88号

◇議 長 日程第6 議案第88号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の9ページをお開き願います。

議案第88号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成28年11月28日提出 大空町長 山下英二」

議案書の11ページから17ページまでは、改正条例となっております。

改正の内容につきましては、臨時会参考資料にて説明しますので、参考資料の5ページをお開き願います。

議案第88号関係、大空町職員の給与に関する条例の改正概要です。

議案第86号、87号と同様に、民間給与と公務員の格差を是正するための給与改定と給与制度の見直しについて、人事院勧告が行われ、改定を行うものであります。

給与の改定では、初めに給料ですが、関係条例は、別表第1の給料表の改定で、民間との比較で公務員の給料が下回っていることから、平均で0.2%、改定額は初任給及び若年層で1,500円、その他は400円を基本とした改定となります。

施行期日は、条例公布の日からですが、平成28年4月1日から適用となります。

次に、勤勉手当ですが、関係条例は第20条第2項で、民間の支給実績との比較で公務員が下回っていることから、第1号の再任用職員以外の職員は、年間の支給月数を0.1月引き上げて1.7月とするもので、28年度は、6月期の0.8月を支給していることから、12月期の支給割合を0.8月から0.9月とし、年間支給月数を1.6月から1.7月とするもので、条例の公布の日から施行となります。

また、29年度からは、通常の実績とするため、6月期を0.85月、12月期を0.85月とし、合計1.7月とするもので、29年4月1日からの施行と

なります。

同じく第2号の再任用職員については、年間の支給月数を0.05月引き上げて0.8月とするもので、28年度は、6月期の0.375月を支給していることから、12月期の支給割合を0.375月から0.425月とし、年間支給月数を0.75月から0.8月とするもので、条例の公布の日から施行となります。

また、29年度からは、通常の実給割合とするため、6月期を0.4月、12月も0.4月とし、合計0.8月とするもので、29年4月1日からの施行となります。

6ページをお開き願います。

次に、給与制度の見直しでは、扶養手当が民間企業で、配偶者を特別扱いしない家族手当の見直しが行われてきている状況から、他の扶養親族と同程度に減額し、子については、少子化対策等の状況を踏まえ充実させる必要があるとして手当の増額を図るものであります。

関係条例は、第10条、第11条で、配偶者に係る手当額を現行1万3,000円から6,500円、子に係る手当額を現行6,500円から1万円に改定するものでありますが、配偶者の手当減額が受給者への影響を少なくする観点から段階的に実施するものであります。

また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を、1万1,000円とする取り扱いを廃止することになります。この改正は、29年4月1日から施行となりますか。

附則第4項において段階的に改定を行うものとし、29年度の手当額、配偶者は1万円、子は8,000円、配偶者、子以外は6,500円、配偶者がいない場合の子のうち1人は1万円、配偶者及び子がいない場合、扶養親族のうち1人は9,000円とする旨規定するものであります。

7ページから16ページにかけまして新旧対照表を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第89号

◇議 長 日程第7 議案第89号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の19ページをお開き願います。

議案第89号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成28年11月28日提出 大空町長 山下英二

議案書の21ページから22ページまでは、改正条例となっております。

改正の内容につきましては、臨時会参考資料にて説明しますので、参考資料の17ページをお開き願います。

議案第89号関係、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正概要です。

国の人事院勧告では、給与に関するものの他、育児休業法改正の意見の申し出及び勤務時間法の改正についての勧告も行われたところでもあります。

少子高齢化の進展から育児や介護と仕事の両立を支援するため、民間労働法制の見直しが行われており、働きながら育児や介護がしやすい環境づくりを整備するというものであります。

一つ目は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しで、法律上の親子関係に準ずる関係にあるものをこの範囲に加えるものです。

二つ目は、介護休暇の分割で、連続して1回しか取得できなかった休暇を3回に分けて取得できるようにするものです。

三つ目は、介護時間の新設で、要介護者を介護するため、連続する3年の期間内、

1日につき2時間以下の時間において勤務しないことを承認できるよう、追加するものであります。

項目の育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務では、関係条例が第9条で、対象となる子に法律上の子ではない特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものであります。

項目の育児、または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限と前段の育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務も関係しますが、条例第9条第2項及び第10条第4項で、日常生活を営むのに支障があるものを要介護者に字句を改めるものであります。

項目の休暇の種類では、条例第13条で、介護時間を追加するものであります。

項目の介護休暇では、条例第17条第1項、第2項で、介護休暇を一の要介護状態ごとに3回以下、6カ月以下の範囲内で指定できるように改めるものであります。

18ページをお開き願います。

項目の介護時間では、条例第17条の2を追加し、第1項に介護時間の取得ができる要件として介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認める場合の休暇と定めるものであります。

第2項では取得できる時間として、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間を定めるものです。

第3項では、給与の減額として、勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額を減額することを定めるものであります。

項目の休暇の承認等では、条例第19条で介護時間を追加するものであります。

この条例の施行期日につきましては、29年1月1日からの施行となります。

19ページから22ページにかけて新旧対照表を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号 大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第90号

◇議 長 日程第8 議案第90号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の23ページをお開き願います。

「議案第90号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第6号)

平成28年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72億1,673万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ177億480万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

(債務負担行為の補正)第3条 債務負担行為の変更は、第3表 債務負担行為補正による。

(地方債の補正)第4条 地方債の追加及び変更は、第4表 地方債補正による。

(一時借入金の補正)第5条 一時借入金の借入額の借入の最高額に20億2,100万円を追加し、一時借入金の借入の最高額を50億1,600万円とする。

広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業に要する経費の財源となります道補助金、負担金、地方債の範囲内において、必要額を追加するものであります。

平成28年11月28日提出 大空町長 山下英二

25ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

14款 国庫支出金6,823万4,000円を追加、15款 道支出金33億

305万3,000円を追加、18款 繰入金に1,768万6,000円を追加、20款 諸収入7,115万7,000円を追加、21款 町債に37億5,660万円を追加、歳入合計は、72億1,673万円を追加し、177億480万2,000円とするものです。

26ページをお開き願います。歳出です。

1款 議会費に23万1,000円を追加、3款 民生費に7万8,000円を追加、4款 衛生費に24万5,000円を追加、6款 農林水産業費に70億8,692万8,000円を追加、7款 商工費に654万6,000円を追加、8款 土木費に1億1,214万3,000円を追加、9款 消防費に189万6,000円を追加、12款 公債費に154万3,000円を追加、13款 職員給与費に710万円を追加。

歳出合計は、72億1,673万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

27ページになります。第2表 繰越明許費です。

6款1項 広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業に81億9,024万5,000円。平成28年度国の補正予算により事業費の追加があり、6月に計上しました補正予算と合わせ、工事の一括発注を行う広域穀類乾燥調製施設及び豆類製品貯蔵施設の整備工事分と備品として購入する回転式フォークリフトが年度内に完了しないため繰越すものであります。

8款2項 本郷西2号線道路整備事業2,280万円、本郷西4号線道路整備事業4,800万円、千草101号線道路整備事業に1,725万円を追加しています。28年の国の補正予算により整備を行うもので、年度内に完了しないため繰越すものであります。

28ページをお開き願います。第3表 債務負担行為補正、1変更です。

広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業は、28年度国の補正予算により、事業費が追加となり、29年度で予定しておりました広域穀類乾燥調製施設及び豆類製品貯蔵施設の整備工事分と備品として購入する回転式フォークリフトについて、28年度予算に計上するため、限度額を変更しようとするものであります。期間に変更はありませんが、限度額を補正前73億431万5,000円から71億3,744万4,000円減額し、補正後1億6,687万1,000円にするものであります。

29ページになります。第4表 地方債補正、1追加です。

本郷西2号線道路整備事業債に限度額880万円、本郷西4号線道路整備事業債に1,800万円、千草101号線道路整備事業債に670万円を追加しております。第2表で説明しましたが、28年度国の補正予算により実施する道路整備に伴う財源として地方債を借り入れるため追加するものであります。

いずれも借入れは、補正予算債を予定しており、起債の方法、利率、償還の方法

は、記載のとおりであります。

2 変更です。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業債は、第2表 第3表で説明しましたが、28年度国の補正予算により実施する施設整備に伴う財源として地方債を借入れるため、限度額7億5,620万円に37億1,330万円追加し、44億6,950万円とするものです。起債の方法、利率に変更ありませんが、償還の方法は、今回の追加分は補正予算債の借り入れとなることから、20年以内の償還、うち据置を3年以内と変更するものであります。

橋梁維持管理事業債は、28年度国の補正予算により実施する橋梁補修工事に伴う財源として地方債を借入れるため、限度額1,380万円に980万円を追加し、2,360万円に変更するものであります。起債の方法、利率に変更はありませんが、償還の方法は、今回の追加分は、補正予算債の借入れとなることから、15年以内の償還、うち据置を3年以内に変更するものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、36ページ、37ページをお開き願います。

1 款1 項1 目 議員報酬及び期末手当等の3 節 議員期末手当に23万1,000円を追加しています。期末手当の改定に伴うものであります。

3 款1 項2 目 介護保険事業特別会計繰出金の2 8 節 介護サービス事業勘定特別会計繰出金に7万8,000円を追加しています。議案第88号で説明しました人事院勧告による職員給与条例の改正に伴う、職員人件費の補正に係る一般会計からの繰出し分であります。

4 款1 項3 目 簡易水道事業特別会計繰出金の2 8 節 繰出金24万5,000円を追加しています。職員給与条例の改正に伴う職員人件費の補正に係る一般会計からの繰出し分であります。

6 款1 項3 目 農業振興センター管理運営費の1 1 節 消耗品費過年度分に9,000円を追加しています。27年度に購入いたしました消耗品の支払い事務におきまして、確認を怠り一部未払いとなっていたものについて、過年度分として追加するものであります。事務の不手際により御迷惑をおかけしまして、大変申しわけありません。

同じく1 8 節 農産物加工用備品95万2,000円を追加しています。主に豆腐製造過程で使用する機械が故障し修繕できないことから、新たに購入するものであります。

同じく広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の1 2 節 建築確認申請手数料に60万4,000円を追加しています。施設建設工事の完了に伴う手数料であります。

1 3 節 広域穀類乾燥調製貯蔵施設建設工事監理委託料に6,896万2,000円、1 5 節 広域穀類乾燥調製貯蔵施設建設工事に70億26万6,000円を追加しています。広域穀類乾燥調製施設及び豆類製品貯蔵施設の整備に伴う委託料、

工事費であります。

18節 フォークリフトに1,613万5,000円を追加しています。施設における作業用機械として購入するものであります。いずれも平成28年度国の補正予算により実施するもので、補正総額70億8,596万7,000円のうち、12節 建築確認申請手数料の計量施設分4万8,000円を除く70億8,591万9,000円については、年度内に完了しないために29年度へ繰越して実施するものであります。なお、施設整備に関わります施工箇所につきましては、議会臨時会参考資料の23ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

7款1項2目 藻琴山温泉芝桜公園管理運営費、13節 温泉ポンプ取替委託料に411万6,000円、18節 温泉ポンプに243万円を追加しています。温泉井戸の水位が低下しており、温泉に溶け込んでいるメタンガスが気泡となっている温泉水を汲み上げている状況にあり、水中ポンプが異常動作による影響等で故障したため、新たにポンプを購入し取替を行い、気泡の影響が少ない深さへ設置するものであります。

38ページ、39ページをお開き願います。

8款2項4目 本郷西2号線道路整備事業の15節 本郷西2号線舗装工事2,280万円、本郷西4号線道路整備事業の15節 本郷西4号線舗装整備工事に4,800万円、千草101号線道路整備事業の15節 千草101号線舗装工事に1,725万円、橋梁補修等事業の15節 橋梁補修工事に2,400万円を追加しています。

28年度国の補正予算により実施するもので、本郷西2号線舗装工事、本郷西4号線舗装工事、千草101号線舗装工事については、年度内に完了しないために29年度へ繰越して実施するものであります。なお、道路整備、橋梁補修に関わります施工箇所につきましては、議会臨時会参考資料の25ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

4項1目 下水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金に9万3,000円を追加しています。職員給与条例の改正に伴う職員人件費の補正に関わる一般会計からの繰出し分であります。

9款1項2目 網走地区消防組合大空消防署費負担金の19節 負担金に189万6,000円を追加しています。職員給与条例の改正に伴う消防職員の人件費の補正に関わる負担金でございます。

12款1項2目 一時借入金利子の23節 一時借入金利子に154万3,000円を追加しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の実施に当たり、工事費等の支払いなどで一時借り入れが必要となるため、利子分について追加するものであります。

13款1項1目 職員給与費の2節 一般職給に93万9,000円3節 職員手当等の特別職手当の13万5,000円、教育長職手当に5万6,000円、一般職手当に総額481万円、4節 共済費に総額92万5,000円を追加しています。

40ページ、41ページをお開き願います。

19節 負担金に総額25万5,000円を追加しています。特別職、教育長職、職員の給与条例の改正に伴う人件費の追加であります。

続きまして、歳入の説明をしますので、34ページ、35ページをお開き願います。

14款4項1目1節 本郷西2号線道路整備事業交付金に1,385万1,000円、本郷西4号線道路整備事業交付金に2,990万円、千草101号線道路整備事業交付金に1,040万円、橋梁補修等事業交付金に1,408万3,000円を追加しています。28年度国の補正予算により実施する事業に関わる交付金で、本郷西2号線道路整備事業交付金、本郷西4号線道路整備事業交付金、千草101号線道路整備事業交付金については、年度内に完了しないため、29年度へ繰越すものであります。

15款2項4目1節 産地パワーアップ事業費補助金に33億305万3,000円を追加しています。28年度国の補正予算により、29年度へ繰越して実施する広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業に関わる交付金であります。

18款1項1目1節 財政調製基金繰入金に1,768万6,000円を追加しています。今回の財源調製のため繰入れるものであります。

20款4項11目1節 農業振興負担金に7,115万7,000円を追加しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業に関わる、農協等からの負担金であります。

21款の町債につきましては、第4表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 上地議員。

◇上地議員 1点だけ、確認させていただきたいと思います。

37ページの下段ですけど、藻琴山芝桜公園管理運営費の中にあります温泉汲み上げ用の水中ポンプについて、お聞きしたいと思います。5年間に3回故障、今

回も含めてでありますけど、さっき言ったようにメタンガスが原因ではないかということで設置深度を120メートルから約200メートルにするということで解消するのではないかとのことだったんですけど、産業建設文教常任委員会の資料、目を通したときにそのように書いてあったんですけど、それによって改善しなかった場合もあり得ると思うんですけど、そのようなことは考えていないのか。

至急、交換は必要なものではありますけど、またすぐに故障とかした場合、スベアも買うものですし、また新たに購入が必要になるのではないかと思います、1点だけ確認させてください。

◇議 長 地域振興課長。

◇地域振興課長 ただいまの上地議員の御質問でございます。

温泉ポンプの汲み上げの関係でございますけれども、今回、温泉ポンプの設置、深さにつきましては、先ほど議員が言われましたとおり200メートルちょっとというところに設置をする予定にしております。現在、設置されているのが120メートル付近ということで、その設置の折に、本年4月に一度取替をして設置しております。その時点でも、やはり若干下がった方が良いという専門家の御指摘がありまして、若干20メートルほど下げております。今回、それを下げたにも関わらず故障してしまったということで、業者の引き上げ完了後の報告によりますと、やはりメタンガスが影響しているのではというような御指摘がございました。若干の温泉の水位が下がってきているというところで、さらに深いところに設置することによりまして、気泡と一緒に汲まないですむのではないかという説明をいただいているところです。

間違いなく、200メートルに設置することによりまして、今後、故障があり得ないのかということになりますと、その辺も、業者の方の見解としては、間違いないということとは言えないというところであります。

この温泉ポンプにつきましては、自然環境の中で、それぞれ諸条件が違う温泉を掘っている場所でも、環境条件が違ってくるところで温泉ポンプ自体も保証できないという状況になっております。業者の意見を今回は尊重させていただいて、深いところに設置をして様子を見たいということが本心でございます。

間違いなく、それが故障しないでいけるかということになりますと、なかなか難しいところがあるかというふうに考えているところでもあります。

◇議 長 その他質疑ありませんか。

7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 37ページです。

今回の補正のメインとなっておりますけども、広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業ですけども、70億円以上の補正ということで、大空町の一般会計に匹敵するほどの補正になりましたけども、この件について、私は賛成の立場ということで質問したいと思います。

これから冬期間に向けて、大変な時期になるのですけども、少しでも早い発注と、もう一つ地元への経済効果、特に雇用とか資材、また工事についての地元の経済効果を期待するところであります。

これについて、十分な検討を要請したいと思っておりますけども、これについてお願いします。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 広域穀類乾燥調製貯蔵施設の整備につきましては、現在、国、道の方に割当て内示、また計画承認の早期な通知をしていただくように要請を進めているところでございます。

その通知があり次第、早期に工事の方を発注いたしまして、工期内に完了するような取組みを進めていきたいというふうに思っております。

また工事につきましては、今後、町内協議も進めまして、議員のおっしゃっているとおりの内容も踏まえまして、検討していきたいと思っておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

◇議 長 副町長。

◇副町長 ただいま齋藤議員から御質問のありました、今回の大きな施設の建設に関わる早い発注ということで、その事務に当たる副町長といたしまして、北海道等々と、特に北海道と連携をとりながら、これまでも町長もいろんな形で自ら出向いていただきまして、いろんな情報をいただきました。

担当もちろんいろんな努力をしておりますけれども、情報を得ながら、綿密な計画のもとに、事務段階では、速やかに計画承認があった場合、発注できる体制を取って万全を期したいと、また、地元への雇用、経済効果、これはもちろん町が考えているところでございます。

町ででき得る細かい部分での配慮をしながら、発注に向けて万全を期したいと、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

◇議 長 その他質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第91号

◇議 長 日程第9 議案第91号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書49ページになります。

「議案第91号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)

平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ749万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成28年11月28日提出 大空町長 山下英二」

51ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 繰入金に7万8,000円を追加しまして、歳入合計を749万6,000円とするものです。

52ページ、歳出をお開きください。

1款 サービス事業費に7万8,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明申し上げますので、58、59ページをお開きください。

1款1項1目 職員給与費等に7万8,000円の追加です。人事院勧告に基づく職員給与条例の一部改正によるもので、介護サービス事業勘定で支弁している職員1名分の職員給与等を増額するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、56、57ページをお開きください。

2款1項1目1節 一般会計繰入金に7万8,000円の追加です。歳出で御説明しましたとおり、職員給与条例の一部改正により追加するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第92号

◇議 長 日程第10 議案第92号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書61ページになります。

「議案第92号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,299万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成28年11月28日提出 大空町長 山下英二」

議案書63ページです。第1表 歳入歳出予算補正歳入です。

2款 繰入金に24万5,000円を追加し、歳入合計では24万5,000円を追加し、3億5,299万1,000円とするものです。

64ページ、歳出です。

1款 総務費に24万5,000円を追加し、歳出合計では24万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、歳出から説明をさせていただきます。

議案書70ページになります。1款1項1目2節 給料に2万3,000円、3節 職員手当等に11万9,000円、4節 共済費に9万8,000円、19節 負担金補助及び交付金に5,000円を追加しており、人事院勧告による給与改定により、追加されるものでございます。

戻りまして歳入に移ります。議案書68ページです。

2款1項1目1節 一般会計繰入金に24万5,000円を追加しております。補正のための財源調製のため追加となるものでございます。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第93号

◇議 長 日程第11 議案第93号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書75ページになります。

「議案第93号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,523万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成28年11月28日提出 大空町長 山下英二

77ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正歳入です。

5款 繰入金に9万3,000円を追加し、歳入合計では、9万3,000円を追加し、3億9,523万7,000円とするものです。

78ページ、歳出です。

1款 総務費に9万3,000円を追加し、歳出合計では、9万3,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出から説明をさせていただきます。

議案書 84 ページでございます。

1 款 1 項 1 目 2 節 給料に 2,000 円、3 節 職員手当等に 8 万 9,000 円、19 節 負担金補助及び交付金に 2,000 円をそれぞれ追加しております。人事院勧告による給与改定により追加となるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。議案書 82、83 ページでございます。

5 款 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金に 9 万 3,000 円を追加しております。

今回の補正の財源として追加となるものでございます。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 93 号 平成 28 年度大空町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 93 号 平成 28 年度大空町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 発議第 12 号

◇議 長 日程第 12 発議第 12 号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

◇議 長 8 番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会側議案書、1 ページをお開きください。

「発議第 12 号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する

条例について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年11月28日提出 大空町議会議員 松岡、松田、深川、後藤、齋藤、品田、沢出、原本、田中、上地」の各議員であります。

3ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、先ほどの議案第86号から88号の給与に関する条例の改正と重複いたしますが、本年の人事院勧告において、期末手当を民間の支給割合に見合うよう4.20月分から4.30月分に引き上げるよう勧告がなされたことに伴うものでございます。

条例の内容につきましては、第1条で第4条第2項中の100分の217.5を100分の227.5に改め、第2条で第4条第2項中の100分の202.5を100分の207.5に、100分の227.5を100分の222.5に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中の規定は、平成29年4月1日から施行することとしてございます。

この条例改正の概要及び新旧対照表については、別冊で配付しております参考資料を御覧いただきたいと思います。

以上、説明をさせていただきましたので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第12号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第14号及び日程第14 報告第15号

◇議 長 日程第13 報告第14号 専決処分の報告について及び日程第14 報告第15号 専決処分の報告についての2件を一括議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおりの専決処分の報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長 議会議案書5ページをお開き願います。

「報告第14号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告を申し上げます。」

この件につきましては、平成28年8月13日午後3時ころに大空町女満別湖畔1丁目の女満別湖畔園地内において、ハルニレの木が倒れ、キャンプ場利用者のテントに直撃したことにより、利用者が負傷し、また物品が損壊したことに対します町としての損害賠償の和解でございます。

まず1件目でございます。7ページをお開き願います。利用者の負傷によるものでございます。本案件に係ります記以降に、2 損害賠償の額 2万6,720円、3 和解の相手方 北見市北2条東2丁目6番地1 サンライズ北2条団地56号、大累千春でございます。

和解の内容につきましては、8ページをお開き願います。1の事故の要因につきましては、先ほど説明いたしましたので省略をさせていただきます。2 和解の条件でございます。(1) 事故の第1当事者(甲) 大空町長 山下英二、(2) 事故の第2当事者(乙) 北見市北2条東2丁目6番地1 サンライズ北2条団地56号 大累千春、(3) 過失割合 甲100%、乙0%、(4) 損害賠償の額 2万6,720円、(5) 支払期限 甲は、乙に対して本件事故による損害賠償額として金2万6,720円を平成28年12月12日までに支払うものとする。(6) 異議の申立て 示談書(承諾書)の締結後は、甲・乙間において今後本件に関して異議申し立てをしないことを約束する。

続きまして、もう1件の物品の損壊によるものでございます。

9ページにつきましては、報告第15号でございます。11ページでございます。本案件に係ります記以降、2 損害賠償の額 11万7,684円、3 和解の相手方 北見市春光町1丁目46番地3 ハイッあしたば2-D 菅原真一でございます。

和解内容につきましては、12ページをお開き願います。2 和解の条件でございます。(1) 事故の第1当事者(甲) 大空町長 山下英二、(2) 事故の第2当事

者（乙） 北見春光町1丁目46番地3ハイツあしたば2-D 菅原真一、（3）過失割合 甲100%、乙0%、（4）損害賠償の額 11万7,684円、（5）支払期限 甲は、乙に対して、本件事故による損害賠償額として金11万7,684円を平成28年12月10日までに支払うものとする。（6）異議の申立て 示談書（承諾書）を締結後は、甲・乙間において今後本件に関して異議申し立てをしないことを約束する。以上の2件でございます。

以上で専決処分の内容について御報告いたします。

◇議 長 これ専決処分の報告については、終わります。

これで本日の会議は、全部終了しました。会議を閉じます。

以上で、平成28年第3回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

（閉会 午前11時10分）